

日本共産党仙台市議団の高見のり子です。会派を代表して提案されている諸議案並びに市政の重要課題について質疑します。

10月12日から13日に発生した台風19号によって東日本を中心に甚大な被害がもたらされました。本市でも今議会において、災害復旧にかかる第118号議案 令和元年度仙台市一般会計補正予算（第4号）土木費677万2千円、災害復旧費7億1540万余が提案されています。

仙台市内においても床上・床下浸水、土砂崩れ、倒木などの被害があり、農林水産被害は14.5億円になっており、地域経済にも深刻な影響が及んでいます。市全体の被害額は60億円にものぼります。

国から災害救助法の救助実施市として指定を受けて初めての災害対応です。被災者に必要な支援を直接行うことができるのですから、8年9か月を経過した東日本大震災の教訓を生かし、被災者支援に全力をあげなければなりません。東日本大震災で実施した支援の水準から後退させないことは当然であり、さらなる充実を図るべきです。市長の認識を伺います。

私ども日本共産党市議団は被災直後に寄せられた要望をまとめて10月23日に「台風19号の被害に対する緊急要望」を市に提出しました。その中でり災証明の判定は実態に合ったものにするよう求めています。

家を新築したばかりで床上浸水になったある被災者は夫婦と子ども二人の4人暮らしです。キッチンの排水がだめになり、まともに調理もできない状況が続いています。自力で高圧洗浄機で床を洗うなどして何とか暮らしていましたが、断熱材なども損傷し、ほこりも発生して、子どもたちは喘息発作がひどくなりました。お母さんは勤め先で過労と栄養失調で救急搬送されたそうです。

ようやくリフォームが決まり1月中旬から始まることになり、費用は700万円もかかるそうです。これほどの被害があるのに判定は一部損壊（10%未満）です。生活再建支援金も無く、一部損壊（準半壊）であれば使える応急修理制度も使えず、みなし仮設住宅の対象にはなりません。

罹災証明の被害認定調査は国の基準で行われており実態と合っていません。指定都市市長会も台風19号の被害に対する国への緊急要望には「浸水被害に対する被害認定基準の更なる緩和や解体を伴わない「半壊」や「一部損壊」まで支援対象を拡大するなど見直しを早急に行うこと」を求めています。市は被災者に寄りそって、被害の内容をしっかりとつかんで実態に合った罹災判定にすべきではないでしょうか。

また、床上浸水の被害にあわれた方がリフォームなどで一時的に住まいが必要な場合、民間借り上げのための家賃補助などの支援が必要です。目の前の被災者を救うために、市は独自に支援を創設してはいかがでしょうか。合わせて伺います。

岩手県では半壊世帯に最大20万円、床上浸水世帯に同5万円を独自に支給する施策を打ち出しました。岩手県内の各自治体では半壊世帯に10万円、床上浸水世帯に最大25万円を上乗せして総額30万円（1人世帯25万円）の支援を見込んでいます。

福島県でも床上1メートル未満で国の支援を受けられない被災者に1世帯あたり10万円を見舞金として支給する独自制度を打ち出しました。

おとなり多賀城市では台風19号被害に独自支援として「災害見舞金」を創設しました。事務所や店舗の床上浸水被害を受けた事業者にも同様の支援を行います。事業者への支援は国の制度の対象となっていないので大変喜ばれています。

仙台市内の一部損壊の被害に対しては仙台市災害見舞金制度がありますが、これでは不十分です。

市は県に対して宮城県市長会として「県独自の支援制度創設すること」などを求めているのですから必要性は十分に理解しているはずです。救助実施市になったのですから被災者を応援する意味でもこういった支援も積極的に創設すべきです。いかがでしょうか。

浸水被害のあった宮城野区白鳥地区で12月4日に行われた「白鳥の今後の水害対策を考えあう会」を傍聴させていただきました。50名以上の住民が参加して市の担当職員と「どうしたら水害をなくせるか」と白熱した意見交換がおこなわれました。住民のみなさんはつぶさに被害状況を調査していて、町内会長は浸水状況をマップ化していました。

宮城野区田子地域では18町内会の会長が連名で「仙台市東部地域水害対策協議会」として「水害対策要望書」を仙台市に提出しました。被害を実体験し状況を良くわかっているのはそこに住む住民です。その中で求めているように各地域で住民と水害対策を協議する場を早急に立ち上げ、計画を見直しながら水害対策に取り組むべきですがいかがでしょうか。伺います。

新聞報道によると台風19号で5戸以上の床上、床下浸水があった地区は、市内で少なくとも34ヶ所あり、29ヶ所は内水氾濫が原因とみられています。中には緊急ポンプが水没して稼働しなかった事例もありました。そもそもポンプの増設や雨水計画が終了していないことが問題です。1986年の「8・5豪雨」を教訓にたてられた計画は35.5%しか進んでいません。

近年、気候変動がすすみ台風や大雨が頻発しています。

市内の内水氾濫がおきたすべての地域の雨水計画をつくり、計画のあるポンプ場はもちろん、これから必要なポンプ場を作ったり、市街地の地下などに一時的に雨水をためることのできる調整池を作るなどの内水対策をすすめるべきです。伺います。

又、普段からの河川管理と治水対策が重要です。七北田川、広瀬川、名取川など市内に流れる河川とその支流の特に、水位が高くなり越水や決壊が心配されるような場所の堤防の点検、立木の伐採や土砂の撤去、また、危険なため池の補強などを早急にすすめることをひきつづき県に求めるべきです。合わせて伺います。

2018 年度一般会計決算が不認定になったため、今議会には報告第 14 号「措置に関する件」が出され、道路照明灯の全額を管理職が穴埋めする方針が示されました。これまでの市の考え方と方針を一転させたものです。

第 3 回定例会では東北電力との和解という議案にも関わらず「市当局におかれましては・・・自らが責任を負うべき損失額について確実に補填することを強く求める」という付帯決議が出され賛成多数で採択されました。

市はこれまで、損失となる 3440 万円の補填に対する考え方は、あくまで任意で、その半額の 1 7 2 0 万円を部長級以上の職員に負担をお願いし、残りは退職職員や歴代の特別職に協力を求めるとしてしていました。20 年以上にもわたって気付かなかったことを明らかにして誤りを正したという現職員の取り組みは、市民のための仕事として評価されるものと思います。しかし、電気料金は公金であり市民の税金だということから組織的な責任は問われています。

今回の提案は残りの 1720 万円も職員で補填するとして職員互助会から一括して借入れ、親睦会の剰余金で長年にわたって返済するという内容です。10 年 15 年後の管理職にまで負担を負わせることになることは理屈が通らないのではないのでしょうか。伺います。

今後、このような原因者が特定できないような問題が起きた時に職員の中で、原因を明らかにして正そうとすることに躊躇が生まれてしまうことが懸念されます。また、職員間に分断、対立、軋轢を生んで、職員が市民のために働く志気を下げるものになるのではないかと危惧するものですがいかがお考えでしょうか。

次に、第 121 号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について伺います。

この条例案は、正規の勤務時間を超える勤務について、上限時間を決めるというものです。

「原則の上限時間」を年 360 時間以下、月 45 時間以下としながらも、「特別な事情がある場合の上限時間」は一定の制限をかけてはいるものの年 720 時間以下、月 100 時間未満を上限とし、いわゆる過労死ラインの設定です。「特例業務」については上限はなしという設定で、青天井の超過勤務を認めかねない内容です。

今回の上限設定の考え方は国と同程度ということですが、上限を設定しない「特例業務」の分類には市独自で「選挙に関する業務等」を含めています。重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する場合に、例えば大規模災害への対処などが「特例業務」になるとのことですが、選挙に関する業務はあらかじめ分かっていることであり、必要人員も明確な業務です。これを特例業務として超勤時間上限なしと取り扱うべきではないと考えますがいかがでしょうか。

また、仙台市は現在でも超過勤務時間がさいたま市に次いでワースト 2 位と聞いています。超過勤務の常態化は直ちに改善されなければならない課題です。必要人員を配置することで超過勤務の改善に向かうべきですが、お考えを伺います。

超過勤務については、あくまで年 360 時間以下、月 45 時間以下の「原則の上限時間」が遵守されるように明確に表明すべきですが、合わせてうかがいます。

今月 4 日には、国会で公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入する、「公立学校教職員給与等特別措置法改定案」が成立しました。

変形労働時間制とは、「繁忙期」に一日 10 時間労働まで可能とし、「閑散期」と合わせて平均で一日当たり 8 時間に納める制度です。しかし、教職員の場合、日常の業務量を減らすことができないのは当然、夏休みなどもその時にしかできない研修や業務があり、「閑散期」などありません。

ですから、導入されれば現場が混乱するだけで無く、労働強化につながるとして、提案された当時から教職員から批判が上がっていました。国会審議の中でも、現場の声は無視できないことや、管理職にも新たな業務が生じることが議論され、付帯決議まで付けられました。こんな変形労働制が導入されれば、教職員の多忙化解消どころか、拍車がかかることは明らかです。

福井県では 2014 年に、中学校の臨時教員を 4 年務め、ようやく正規教員として働きだした 27 歳の先生が、月 160 時間の時間外勤務で心も体も蝕まれ、10 月に自殺するという痛ましい事件が起きました。「今、ほしいものはと問われれば、睡眠時間。寝ると不安だし、体は睡眠を求めている。どちらに進むも地獄だ」と 5 月に書いた日記が残されていました。仙台市でも、状況は同じです。勤務時間内に授業準備や研究などできる時間はないというのが、今や現場の共通認識です。小さな子どもを持つある教員は、子どもと一緒に 9 時に寝て、夜中の 1 時には起きて、朝まで授業準備をして毎日出掛けるという、4 時間睡眠の生活を強いられているとのことです。

こうした問題を根本解決する道は教職員を思い切って増やす以外にありません。国に教職員の定数増を引き続き求めるとともに、変形労働時間制を導入しないで、市独自の人員増をさらに進めて、教職員の超過勤務について、直ちに改善をすべきです。ご所見を伺います。

郡市長は今年に入って、突然、市ガス事業の民営化のために公募を再開すると表明しました。そして、先日、ガス事業民営化推進委員会が事業譲渡方式で 2022 年度に民営化すべきとの答申を提出しました。

市民の財産である仙台市ガス事業は明治 42 年から創立以来 100 年以上にわたり、仙台圏域に都市ガスを安定的に供給し、市民に愛されてきた公営企業です。東日本大震災の時には職員は不眠不休でガス復旧に尽力しました。さらに、小中学校へのエアコン設置をめぐっては議会でも市ガスの仕事になるということで、応援の議論があり、結果的にほぼ 9 割が市ガスを使ったガスヒートポンプ式（エアコン）となりました。

市ガスは約 3 4 万戸に供給し普及率は 2018 年度末で 62.1%です。仙台市ガス局の職員数は正職員 314 名、嘱託職員も含めれば 445 名です。職員の皆さんの長年培ってきた技術で安全、安心のガス事業が連綿と引き継がれてきたのです。その結果、平成 26 年度から 5 期連続で黒字を計上し、平成 30 年度の黒字額は約 22 億円です。このような全国一の公営

ガス事業を手放す必要はありません。

答申の中ではガス料金について「事業継承後一定期間は、現行のガス料金の水準を上限とする」としていますが、一定期間を過ぎればどうなるかわからないということです。民間になればガス料金について議会の関与もできなくなります。

また、事業が円滑に継承されるよう一定期間仙台市が必要な対応を行い、事業譲渡後は原則として仙台市は経営への関与は行わないと事業者に至れり尽くせりの姿勢です。何としても売りたいという前のめりの姿勢であることは問題です。民営化されて企業の利益が優先されればその負担は市民が負うものになります。市民にとっては何のメリットもありません

また、市ガス事業には 120 社ほどの中小企業、業者が関連の仕事をしています。地域経済への影響も心配されます。

職員はこの間の民営化方針の中で何度も翻弄されて不安な気持ちで働いています。

また、市民への十分な情報提供や説明がまったく行われていません。

ガス事業の民営化は災害時の対応や技術の継承、料金の問題など課題が多くあります。ガス施設や導管など、これまで市民の税金で作りに上げてきたライフラインは市民の財産であり民営化はやめるべきです。いかがでしょうか。

市は新総合計画を策定するにあたり、全市民アンケートを行いました。回答者数は 7 3 6 8 通、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層であったことは特筆すべきです。「仙台の未来に向けて力を入れるべき取り組みの意見」については生き生きとした前向きな記述が多くありました。「子ども、子育て支援」についての記述が 5 9 2 件で最も多く、次いで公共交通、教育・学力、杜の都・緑・、景観、高齢者・福祉介護、いじめ不登校という結果でした。

アンケートでも「子ども子育て支援」への要望が大きいのに、仙台市は充実どころか後退と言わざるを得ない給食費の値上げを提案しようとしています。

仙台市学校給食運営審議会は、市立小中学校の給食費を 2 0 2 0 年度から小学校は 1 食につき 4 5 円、中学校は同じく 5 5 円引き上げる答申をだしました。これまで宮城・秋保地区は他地区の学校と比べて違いがあったものを同一にするとしており、引き上げ額がその分上乘せられ、給食費単価が統一されることになります。

その結果小学校では 245 円だったものが 290 円、中学校が 290 円だったものが 3 4 5 円となります。値上げ幅は 1 9 8 9 年の政令市移行以来、過去最大規模となります。

他政令市比較では小学校が第 15 位だったものが第 2 位、中学校は第 16 位から第 3 位と一気に上位となります。年間にすると小学校で 8055 円、中学校で 9460 円もの値上げです。宮城・秋保地区では小学校が 9129 円、中学校では 10320 円にもなります。学齢期の子どもが沢山いる家庭の負担はいかばかりでしょうか。想像するに余りあります。

市はこれまでひとり一人の子どもと保護者に給食費のあり方について聞いてきませんでした。

保護者の意見を聞くべきであり、市長の判断で値上げは保留すべきです。いかがでしょうか。伺います。

私たちはこれまでも学校給食の無償化を求めてきました。学校給食は教育の一環であり、すこやかな成長を保障するための子どもの権利です。だからこそ全国的に無償化や一部助成をする自治体が広がっているのです。県内でも名取市が給食費の無償化を始めるとしています。市は給食の無償化にこそ舵をきるべきです。いかがですか。

幼児教育・保育の無償化によってそれまで自治体が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入ることで、それまでかかっていた市町村の財政負担が軽くなることになります。市の場合その金額は29億円と試算されています。

国はこうした予算も使って子育て支援の充実に活用するよう方針を示しています。この財源を使えば保育所・幼稚園の副食費の補助はもちろん、子ども医療費助成制度の拡充、認可保育所の増設や保育士の処遇改善の拡大など子育て支援のあらゆる施策を前にすすめることができます。いかがでしょうか。先日の総務財政委員会で財政局長はこの29億円については、担当局で検討するものだと言いました。あとは子供未来局長の決意にかかっています。伺います。

第126号議案 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例に関連して伺います。

児童クラブは大規模化しサテライトを増やすことで対応しているのが現状です。これまで求めてきたように、独立した児童クラブとしてそれぞれ充実を図っていくことが大事です。

職員の処遇改善もすすめなければなりません。職員は非常勤が約8割、年収の平均は約130万円弱との調査結果もあります。「指導員を募集しても集まらない」と事業者は悩みを抱えています。仙台で育つ子どもたちが安心して過ごせる児童クラブにするために、環境整備とそこで働く職員の処遇改善を求めます。いかがでしょうか。

第119号議案 仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)では、県への納付金が引き上がったとして補正予算が提案されています。

国は国保料の値上げを抑えたり、引き下げたりするために一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う市町村に、国からの予算を減らすペナルティ措置を2020年度から導入する方針です。都道府県と市区町村の国保行政を国が採点し「成績の良い」自治体に交付金を増やす仕組みです。これは県が市町村独自の公費繰り入れ金を減らすように指導すれば、県の交付金を増やすことなどを盛り込んでおり、繰入金金の削減による国保料値上げを誘導しかねないことが問題になっています。いよいよ国保の県単位化の狙いが明らかになってきました。

一方、自治体が条例を通じて行う、被災者、子ども、生活困窮者などの国保料の独自減免にあてる繰入金はペナルティの対象外としていく方針です。市は国にペナルティの導入をやめるように求めるとともにこれまで行ってきた独自減免の拡充で、高すぎる国保料を引き下げるべきです。いかがでしょうか。伺います。

全市民アンケートでは障害者福祉の充実にも多くの意見が寄せられました。心身障害者医療費助成制度はいまだに償還払いになっています。

償還払いは、経済的負担も大きい障害者世帯に立てかえ払いをさせ、さらに還付金の過不足などへの対応を強いて、障害者世帯にも現場の職員にも過大な事務負担を負わせるものであり、何のメリット也没有ありません。仙台市は、「現物給付が望ましい」とこれまでも答えています。但し県全体としての統一的な対応が必要だとして、一歩も前に進めようとしません。障害者差別解消条例に理念にのっとり、具体的に行動することが必要です。市独自で現物給付を実現することを求めますが、いかがでしょうか。

高齢者が増える中で医療や介護、高齢者施策の充実が求められます。

「高齢になり、耳が聞こえづらくなった」という加齢性難聴は、補聴器を装用することで聞こえを改善することが可能です。難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されています。

難聴は 65 歳から急激に増え始めます。一般社団法人日本補聴器工業会の調べでは日本の難聴者は推計で 1, 430 万人とされています。その中で、補聴器を所有している方は 14・4%の 210 万人にすぎません。欧米では難聴を「医療」のカテゴリーでとらえ、補助制度がありますが、日本では「障害者」のカテゴリーでとらえて助成対象を絞り込んでいる為、補聴器所有率が圧倒的に低い状況です。補聴器は精密機械で一人ひとりの聞こえに合わせるため高額になります。低所得者や生活保護受給者には負担が大きく諦めるしか無くなってしまいます。

全国では 20 ほどの自治体が高齢者に対する補聴器購入補助や現物支給の制度を創設しています。目的は「生きがいと生活支援」「高齢者の社会参加」です。

仙台市も補聴器への支援制度の創設を求めますがいかがでしょうか。

介護の現場では介護職員の不足が深刻です。

介護労働者の平均賃金は全産業平均を月 10 万円も下回っています。こうした異常な低賃金と長時間・過密労働のまん延で、深刻な人手不足におちいり、それが、制度の基盤を脅かす重大事態となっているのです。特養ホームなど施設介護の現場では、「ベッドは空いているのに、人手が足りないために、入所者を受け入れられない」という状況が深刻化しています。労働条件の抜本的改善、担い手の育成・確保が不可欠です。保育士の処遇改善の支援制度を介護職員にも広げるべきです。伺います。

消費税が 10%に引き上げられてから 2 ヶ月が経過し、増税による物価上昇は国民の消費生活を冷え込ませ、日本経済を低迷させています。10 月の景気動向指数は 5.6 ポイント低下しました。この数値は東日本大震災があった 2011 年 3 月以来の低下です。小売業販売額も落ち込み、消費支出は 11 ヶ月ぶりにマイナスとなりました。

複数税率やキャッシュレス払いへのポイント還元も混乱が生じました。「仙台の台所」である「仙台朝市商店街」では全体で 70 店舗の内、キャッシュレスを導入しているのは約 1

0店。その他の商店は「機器導入の負担で値上げすることを避けたい」と対応機器の導入を見送ったそうです。

前回の議会で、郡市長は「地元中小企業は厳しさを増している。今回の税率改正は、消費者の購買意欲に影響を与えることが想定される。中小企業の生の声を把握していく」と答えました。

この間、地元中小企業の皆さんの声をどのように聞き取り、どのような声が寄せられているのか伺います。

第129号議案 和解に関する件は福島第1原発事故による本市の被害について、2013年までの分が支払われるという和解内容です。それ以降の分についてはまだ、ゼロ解答ということです。

原発は一旦事故がおこれば何十年、何百年にわたって被害が及ぶことを私たちは体験しているのです。

そんな中、原子力規制委員会は11月27日、女川原発2号機の新規制基準適合を認める「審査書案」を発表しました。今月27日までのパブリックコメントを経て「合格」を出す手順です。

市長は「住民の安全が何よりも優先されるべき」との考えを繰り返し示してきました。女川原発2号機の再稼働を巡って、市長のこの言葉の真意が問われる時期を迎えています。

国は安全性を最優先としたうえですすめると言っています。しかし、その意味は、「新規制基準」をクリアすることをもって「安全性は確保された」として再稼働にGOサインを出すということです。原子力規制委員会自身が、「新規制基準に適合したからと言って安全が確保されたとは言えない」と繰り返し述べているのに、国はすり替えを行っているわけです。実際、ヨーロッパの基準で標準装備とされる「コアキャッチャー」も日本の基準では求めてもいません。また、格納容器が壊れる前に、「ベント」を行い圧力を下げる対策が取られません。放射性物質が大気中に放出され、住民が被ばくする可能性はむしろ高くなりました。女川原発は、大震災により設計で想定した以上の揺れを受けた、被災原発です。はりめぐらされた配管のどこに損傷を受けているのかさえ点検も交換もできていません。

市長が、国と同様のすり替えに陥らず、本当に住民の安全を何よりも優先するためには、今回の審査書案の問題点をきちんと認識すべきです。市長のお考えをお聞きます。

宮城県は上工下水道一体みやぎ型管理運営方式、いわゆる水道民営化を導入するとしてパブリックコメントを行いました。これまでにない636件の意見が寄せられ、その9割以上が批判的な意見だということです。

一方、仙台市は仙台市水道事業基本計画(中間案)に対するパブリックコメントを10月に行いました。仙台市の基本計画に対する意見公募であるにも関わらず85件のうち24件が「みやぎ型管理運営方式」に対する批判的な意見でした。それ以外の水道料金などの項目にも県の民営化を危惧する意見が多くあり、水道民営化は市民にとって重大な関心事だと言うことがわかります。

今、県議会では「みやぎ型管理運営方式の実施方針に係る条例改正案」が出され議決しようとしています。仙台市はじめ受水市町で3回も出している質問状もまともに答えられずここにいたっています。災害時はどのようなになるのかなど市民にとって大切な問題が何一つ明らかになっていません。

市民の疑問に答えなければかりか、自治体にも納得できる説明ができないような民営化は、やめるべきです。他の受水市町と声を上げるべきです。お答え下さい。

「水の民営化は、人権を犠牲にするもので容認できない」と発言している、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が11月来日し、様々なメッセージを残しました。

広島市と長崎市を訪れスピーチを行い、核兵器の非人道性を強く非難し「核兵器や大量破壊兵器を持つことは平和や安定につながらずむしろ妨げになる」と述べて、核兵器のない世界の実現にむけて一致団結して取り組むことを呼びかけました。

また、安倍総理に対しても「広島と長崎に投下された原爆によってもたらされた破壊が二度と繰り返されないよう阻止するために必要なあらゆる仲介を推し進めてください」と訴えたそうです。

世界の流れは核兵器廃絶に向かって大きく前進しています。核兵器禁止条約にすべての国が加盟することを求めるヒバクシャ国際署名は村井知事・郡市長はじめ宮城県内の首長が署名をしています。

国連では核兵器禁止条約の署名が80ヶ国に到達、批准国は34ヶ国となりました。条約は50ヶ国が批准すれば90日後に発効することになります。2020年には達成するだろうと言われています。

12月10日、宮城県原爆被害者の会のみなさんが非核平和都市宣言をあげて具体的な支援を求める「要請書」を藤本副市長に手渡しました。

被爆者のみなさんは被爆の実相を後世に伝えようと、65年間取り組んでこられました。「後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きているうちに何としても核兵器のない世界を実現したい」と必死の思いで活動しています。

郡市長は核兵器廃絶の運動の盛り上がりを今、どのようにお感じになっているのでしょうか。ご認識を伺って私の第一問と致します。